

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和 8 (2 0 2 6) 年度補正予算概要 -----	1 ～ 2
2 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償 責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企 業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子 (企 業局所管分) -----	3 ～ 4
3 令和 7 (2 0 2 5) 年度函館市公共下水道事業会計剰余 金の処分について -----	5

1 令和8(2026)年度補正予算概要

【水道事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補 正 額	備 考
支 出	委 託 料	千円 39,554	原水費の増 2,947千円 浄水費の増 32,083千円 配水費の増 4,474千円 水力発電費の増 50千円
	消費税及び地方消費税納付税額	△ 3,580	消費税及び地方消費税納付税額の減 △ 3,580千円
	計	35,974	

(2) 収益的收入及び支出

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
水道事業費用	千円 4,748,446	千円 35,974	千円 4,784,420	
水道事業 営 業 費 用	4,398,033	39,504	4,437,537	委託料を補正
売電事業 営 業 費 用	25,777	50	25,827	委託料を補正
営業外費用	228,764	△ 3,580	225,184	納付税額を補正

当年度純損益 △ 151,593千円

(3) 資本的收入及び支出

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,969,351千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229,902千円、過年度分損益勘定留保資金393,392千円及び当年度分損益勘定留保資金1,346,057千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 △ 479,818千円

累積財源過不足額 2,690,420千円

(4) 債務負担行為

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
赤川高区浄水場プラント設備 更 新 整 備 等 事 業 費	令和9年度から 令和22年度まで	千円 527,145

令和 8 (2026) 年度函館市水道事業会計予算 (補正後)

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
水道事業収益	千円 4,862,729	水道事業費用	千円 4,784,420	内部留保資金 (減価償却費等) 1,411,224千円
水道事業収益	4,472,837	水道事業費用	4,437,537	
温泉事業収益	86,034	温泉事業費用	87,871	
売電事業収益	55,039	売電事業費用	25,827	
営業外収益	248,819	営業外費用	225,184	
		特別損失	1	
		予備費	8,000	
		差 引	78,309	

当年度純損益 △151,593千円

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 1,988,749	資本的支出	千円 3,958,100	資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額 1,969,351千円 は, 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 229,902千円 過年度分損益勘定留保資金 393,392千円 当年度分損益勘定留保資金 1,346,057千円 で補てんするものとする。
企業債	1,896,600	建設改良費	2,726,727	
他会計負担金	65,025	企業債償還金	1,231,373	
工事補償金	27,124			
差 引	△1,969,351			

当年度財源過不足額 △ 479,818千円

累積財源過不足額 2,690,420千円

2 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子（企業局所管分）

(1) 改正理由

地方自治法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

ア 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正（第1条関係）

総務部所管のため略

イ 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年9月24日

函館市公営企業の設置等に関する条例 新旧対照表 【第2条関係】

現 行	改 正 案
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

3 令和7（2025）年度函館市公共下水道事業会計剰余金の処分について

(1) 概要

令和7（2025）年度函館市公共下水道事業会計で生じた以下の剰余金の処分について，議会の議決を求める。

ア 資本的収支不足額の補てんに使用した未処分利益剰余金

(2) 未処分利益剰余金の処分

今回の処分対象となる未処分利益剰余金 1,028,646,054 円は，令和7（2025）年度函館市公共下水道事業会計の資本的収支不足額の補てんに既に使用したものであり，補てん財源として使用可能な未処分利益剰余金と区別するため，資本金に組み入れるものである。

(3) 根拠規定

地方公営企業法第32条第2項